

福島医発第1018号(地)

平成19年 9月 14日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 横 倉 義 武
(公印省略)

新潟県中越沖地震による政府管掌健康保険及び船員保険の
一部負担金等の減免措置について

今般発生いたしました新潟県中越沖地震による政府管掌健康保険及び船員保険の一部負担金等の減免措置につきまして、平成19年8月30日付庁保険発第0830001号で社会保険庁運営部医療保険課長からその取扱いが示された旨、日本医師会より別紙1のとおり通知がありました。

今回の措置の概要につきましては、平成18年11月15日付庁保発第1115001号(平成19年2月23日付日医発第1117号(別紙2))にて示されているところであり、対象となる災害について、個別の災害の状況に応じ別途通知することとされておりました。なお、今回、徴収猶予の取扱いはありません。

つきましては、本通知の内容につきまして、会員各位への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、本会ホームページの会員専用中、都市医師会宛文書に掲載しております。

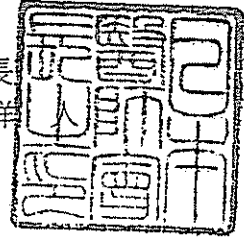
小郡三井医師会より

担当理事 友清 明



都道府県医師会長 殿

日本医師会長
唐澤 祥



新潟県中越沖地震による政府管掌健康保険及び船員保険
の一部負担金等の減免措置について

今般発生いたしました新潟県中越沖地震による政府管掌健康保険及び船員保険の一部負担金等の減免措置につきまして、平成 19 年 8 月 30 日付庁保発第 0830001 号で社会保険庁運営部医療保険課長からその取扱いが示されましたので、取り急ぎお知らせ申し上げます。

政府管掌健康保険及び船員保険における一部負担金等の減免等の内容につきましては、平成 18 年 11 月 15 日付庁保発第 1115001 号（平成 19 年 2 月 23 日付日医発第 1117 号にてご連絡済み）にて示されているところであり、対象となる災害について、個別の災害の状況に応じ別途通知することとされておりました。なお、今回、徴収猶予の取扱いはありません。

今回示されました取扱いは下記のとおりであります。

つきましては、本通知の内容につきまして、貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、「医療保険」―「地震などの災害時における保険診療等に関する情報」に掲載いたします。

記

第 1 政府管掌健康保険

1 一部負担金等の減免の対象となる被害



(1) 対象となる災害

平成 19 年 7 月 16 日に発生した新潟県中越沖地震

(2) 対象となる被害

ア 本措置の対象となる被害は、(1)の災害により、被保険者又はその被扶養者（以下「加入者」という。）の住宅が全壊、大規模半壊又は半壊となったもの。

イ 本措置の対象となる被害は、以下の地域における加入者の住宅をいう。

新潟県柏崎市

新潟県長岡市

新潟県三島郡出雲崎町

新潟県刈羽郡刈羽村

(3) 被害の認定は、地方公共団体が交付する罹災証明書に基づき行われる。

2 一部負担金等の減免

(1) 加入者の住宅が全壊となった場合

加入者の申請により、当該加入者が受けた療養に係る一部負担金等のうち、平成 19 年 7 月 16 日から平成 19 年 12 月 31 日（以下「対象期間」という。）の間の額について免除することができる。

(2) 加入者の住宅が大規模半壊又は半壊となった場合

加入者の申請により、当該加入者が受けた療養に係る一部負担金等のうち、対象期間の額について、その 1/2 を減額することができる。

3 申請

(1) 一部負担金等の減免の措置を受けようとする加入者は、あらかじめ地方社会保険事務局又は社会保険事務所（以下「社会保険事務所等」という。）に対し、一部負担金等減額・免除申請書（庁保険発第0830001号中の「別紙様式 2」参照）を提出し、一部負担金等減額・免除証明書（庁保険発第0830001号中の「別紙様式 3」参照）（以下「証明書」という。）の交付を受けなければならない。この場合、加入者が被害を受けた住宅に係る罹災証明書を併せて提出すること。

(2) ただし、一部負担金等の減免対象たる被保険者等に該当する者であって、やむを得ない事情により一部負担金等の減免に係る証明書を保険医療機関等に提出できず、平成19年9月30日までに一部負担金等を支払っている場合は、一部負担金等還付申請書（庁保険発第0830001号中の「別紙様式 4」参照）により還付を受けることができる。この場合、一部負担金等還付申請書には、支払った一部負担金等に係る領収書を添付すること。

(3) 3 (2)において、紛失等により支払を行った一部負担金等に係る領収書を添付することができない場合には、当該申請者に係る診療報酬支払明細書（以下「レ

セプト」という。)に基づき支給額を算出すること。この場合、対象期間における一部負担金等の算出が困難であるときは、保険医療機関等に照会を行い、対象期間に係る額を確認する。

(4) 一部負担金等減額・免除証明書の交付は、適用事業所を管轄する社会保険事務所等にかかわらず、原則として当該申請書の提出を受けた社会保険事務所等において交付する。

(5) 一部負担金等還付申請書の提出がなされた場合は、当該加入者に係る適用事業所を管轄する社会保険事務所等において、支払処理を行う。したがって、当該適用事業所の管轄とは異なる社会保険事務所等に一部負担金等減額・免除申請書と併せて一部負担金等還付申請書の提出がなされた場合には、一部負担金等還付申請書については適用事業所を管轄する社会保険事務所等へ速やかに回送する。

4 保険医療機関等における取扱い

※「政府管掌健康保険及び船員保険における一部負担金等の徴収猶予及び減免の取扱いについて」(平成 18 年 11 月 15 日 庁保発第 1115001 号 社会保険庁運営部長通知)記載事項

(1) 一部負担金等の減免の措置を受けた者が、保険医療機関等について療養の給付、保険外併用療養費の支給、訪問看護療養費の支給、家族療養費の支給又は家族訪問看護療養費の支給(以下「療養の給付等」という。)を受けようとするときは、3(1)の証明書を健康保険被保険者証に添えて当該保険医療機関等に提出しなければならない。

(2) 証明書の交付を受けた者が、保険医療機関等から療養の給付等を受ける際に健康保険被保険者証に当該証明書を添えて提出した場合、

- ① 一部負担金等を減額された者は減額された一部負担金等を支払えば足りる。
- ② 一部負担金等の支払を免除された者は一部負担金等の支払を要しない。

(3) 証明書の提出を受けた保険医療機関等は、減額又は免除された一部負担金等の支払を受けることを要せず、当該一部負担金等相当額については社会保険診療報酬支払基金に請求する。

(4) 診療報酬明細書の記載について

「診療報酬請求書等の記載要領等について」(昭和 51 年 8 月 7 日保発第 82 号)の別紙 1「診療報酬請求書等の記載要領」の「Ⅱ 診療報酬請求書及び診療報酬明細書の記載要領」の「第 3 診療報酬明細書の記載要領(様式第 2)」の「2 診療報酬明細書の記載要領に関する事項」の「(35)「療養の給付」欄について」のイの(イ)及びウの(カ)のとおり。

(35)「療養の給付」欄について（抜粋）

イ 医療保険（高齢受給者及び高齢受給者以外であって限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証の提示があった者で高額療養費が現物給付された者に係るものを除く。）に係る入院における「負担金額」の項、入院外における「一部負担金額」の項については、以下によること。

（イ）健康保険、国民健康保険及び退職者医療の場合は、患者の負担金額が「割」の単位で減額される場合には、減額割合を記載して「割」の字句を○で囲み、「円」単位で減額される場合には、減額される金額を記載して「円」の字句を○で囲むこと。

また、負担額が免除される場合は「免除」の字句を○で囲み、支払いが猶予される場合は「支払猶予」の字句を○で囲むこと。

ウ 医療保険（高齢受給者及び高齢受給者以外であって限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証の提示があった者で高額療養費が現物給付された者に係るものに限る。）及び老人医療に係る入院における「負担金額」の項、入院外における「一部負担金額」の項については、以下によること。

（カ）健康保険、国民健康保険及び退職者医療の場合は、患者の負担額が「割」の単位で減額される場合には、減額割合を記載して「割」の字句を○で囲み、「円」単位で減額される場合には、減額後の一部負担金の金額を記載して「円」の字句を○で囲むこと。

また、負担額が免除される場合は「免除」の字句を○で囲み、支払いが猶予される場合は「支払猶予」の字句を○で囲むこと。

第2 船員保険関係

船員保険についても、第1に準じて取り扱うこと。この場合、一部負担金等減額・免除申請書については、別紙様式2-2を、また、一部負担金等減額・免除証明書については、別紙様式3-2を、さらに一部負担金等還付請求書については、別紙様式4-2により行うものであること。

以上

（添付資料）

1. 新潟県中越沖地震による政府管掌健康保険及び船員保険の一部負担金等の減免措置に

ついて

(平 19. 8. 30 庁文発第 0830009 号の 1 社会保険庁運営部医療保険課長通知 (日本医師会宛))

2. 新潟県中越沖地震による政府管掌健康保険及び船員保険の一部負担金等の減免措置に

ついて

(平 19. 8. 30 庁保発第 0830001 号 社会保険庁運営部医療保険課長通知)

庁文発第 0830009 号の 1
平成 19 年 8 月 30 日

社団法人 日本医師会長 殿

社会保険庁運営部医療保険課長



新潟県中越沖地震による政府管掌健康保険及び船員保険の
一部負担金等の減免措置について

標記について、別添のとおり地方社会保険事務局長あて通知したのでよろしくお取り
はからい願います。



庁保険発第 0830001 号

平成19年8月30日

地方社会保険事務局長 殿

社会保険庁運営部医療保険課長

(公印省略)

新潟県中越沖地震による政府管掌健康保険及び
船員保険の一部負担金等の減免措置について

健康保険法(大正11年法律第70号。以下「健保法」という。)第75条の2第1項又は船員保険法(昭和14年法律第73号。以下「船保法」という。)第28条ノ3ノ3第1項の規定による一部負担金、保険外併用療養費及び訪問看護療養費に係る自己負担額の徴収猶予及び減免並びに健保法第110条の2第1項及び第2項又は船保法第31条ノ2ノ2第1項及び第2項の規定による家族療養費及び家族訪問看護療養費に係る自己負担額の徴収猶予及び減免の内容については、「政府管掌健康保険及び船員保険における一部負担金等の徴収猶予及び減免の取扱いについて」(平成18年11月15日庁保発第1115001号社会保険庁運営部長通知)において示されたところであるが、平成19年7月16日に発生した新潟県中越沖地震において被害を受けた被保険者又は被扶養者に対し、下記により、療養を受けた際の一部負担金の減免措置を講じることができることとしたので、遺漏のないよう取り扱われたい。

なお、今回の取扱いについて、被保険者、保険医療機関、事業主、船舶所有者その他関係機関に対し、周知方特段のご配慮を願いたい。

記

第1 政府管掌健康保険

1 一部負担金等の減免の対象となる被害

(1) 対象となる災害

本措置の対象となる災害は、平成19年7月16日に発生した新潟県中越沖地震であること。

(2) 対象となる被害

ア 本措置の対象となる被害は、(1)の災害により、被保険者又はその被扶養者（以下「加入者」という。）の住宅が全壊、大規模半壊又は半壊となったものであること。

イ 本措置の対象となる被害は、別紙1の地域における加入者の住宅をいうものであること。

(3) 被害の認定は、地方公共団体が交付する罹災証明書に基づき行うこと。

2 一部負担金等の減免

(1) 加入者の住宅が全壊となった場合は、当該加入者の申請により、当該加入者が受けた療養に係る一部負担金、保険外併用療養費に係る自己負担額、訪問看護療養費に係る自己負担額、家族療養費に係る自己負担額、家族訪問看護療養費に係る自己負担額（以下「一部負担金等」という。）のうち、平成19年7月16日から平成19年12月31日（以下「対象期間」という。）の間の額について免除することができること。

(2) 加入者の住宅が大規模半壊又は半壊となった場合は、一部負担金等のうち、対象期間の額について、その1/2を減額することができること。

3 申請

(1) 一部負担金等の減免の措置を受けようとする加入者は、あらかじめ地方社会保険事務局又は社会保険事務所（以下「社会保険事務所等」と

いう。) に対し、一部負担金等減額・免除申請書（別紙様式 2 参照）を提出し、一部負担金等減額・免除証明書の交付（別紙様式 3 参照）（以下「証明書」という。）を受けなければならないこと。この場合、加入者が被害を受けた住宅に係る罹災証明書を併せて提出するものであること。証明書を交付した場合における一部負担金等減免証明書交付台帳の取扱いについては、平成 18 年 11 月 15 日付庁保発第 1115001 号によること。

- (2) ただし、一部負担金等の減免対象たる被保険者等に該当する者であって、やむを得ない事情により一部負担金等の減免に係る証明書を保険医療機関等に提出できず、平成 19 年 9 月 30 日までに一部負担金等を支払っている場合は、一部負担金等還付申請書（別紙様式 4 参照）により還付を受けることができるものであること。この場合、一部負担金等還付申請書には、支払った一部負担金等に係る領収書を添付するものであること。
- (3) 3 (2) において、紛失等により支払を行った一部負担金等に係る領収書が添付することができない場合には、当該申請者に係る診療報酬支払明細書（以下「レセプト」という。）に基づき支給額を算出すること。この場合、対象期間における一部負担金等の算出が困難であるときは、保険医療機関等に照会を行い、対象期間に係る額を確認すること。
- (4) 一部負担金等減額・免除証明書の交付は、適用事業所を管轄する社会保険事務所等にかかわらず、原則として当該申請書の提出を受けた社会保険事務所等において交付すること。
- (5) 一部負担金等還付申請書の提出がなされた場合は、当該加入者に係る適用事業所を管轄する社会保険事務所等において、支払処理を行うこと。したがって、当該適用事業所の管轄とは異なる社会保険事務所等の一部負担金等減額・免除申請書と併せて一部負担金等還付申請書の提出がなされた場合には、一部負担金等還付申請書については適用事業所を管轄する社会保険事務所等へ速やかに回送すること。

船員保険についても、第 1 に準じて取り扱うこと。この場合、一部負担金等減額・免除申請書については、別紙様式 2－2 を、また、一部負担金等減額・免除証明書については、別紙様式 3－2 を、さらに一部負担金等還付請求書については、別紙様式 4－2 により行うものであること。

一部負担金の減免措置の対象となる市町村

新潟県柏崎市

新潟県長岡市

新潟県三島郡出雲崎町

新潟県刈羽郡刈羽村

別紙 様式 2

一部負担金等 減 額 申請書
免 除

被保険者証記号番号							
被保険者	氏名			生年月日		性別	
	住所						
減額等を希望する対象者	氏名			生年月日		性別	
	住所						
	傷病名						
	発病又は負傷年月日						
減免等を申請する理由							

上記のとおり申請いたします。

平成 年 月 日

社会保険事務所長 殿

被保険者 住 所
氏 名

印

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番を標準とする。
- 2 必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。

別紙 様式 3

一部負担金等 減 額 証明書
免 除

被保険者証記号番号					
被保険者	氏名		生年月日		性別
	住所				
対 象 者	氏名		生年月日		性別
	住所				
減免等の内容					
減 額 負担割合 割			有効期限		
免 除			平成 年 月 日		

上記のとおり証明する。

平成 年 月 日

社会保険事務所長



備考

- 1 この証の大きさは、縦127ミリメートル、横91ミリメートルとする。
- 2 この証は、対象者一人ごとにこれを作製すること。
- 3 減免等の内容は、該当しないものを抹消すること。また、証明書の題名についても同様とすること。
- 4 対象者が被保険者であるときは、対象者の「氏名」欄に被保険者本人と記載し、対象者が被扶養者であるときは、それぞれの欄に該当事項を記載すること。

減 額 申 請 書
一部負担金等 免 除

被保険者証記号番号							
被保険者	氏名			生年月日		性別	
	住所						
減額等を 希望する 対象者	氏名			生年月日		性別	
	住所						
	傷 病 名						
	発病又は負傷年月日						
減免等を申請する理由							

上記のとおり申請いたします。

平成 年 月 日

{

 社会保険事務局長
 社会保険事務所長

}
殿

住 所

氏 名

印

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番を標準とする。
- 2 必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。

一部負担金等 減 額 証明書
免 除

被保険者証記号番号		㊤				
被保険者	氏名		生年月日		性別	
	住所					
対 象 者	氏名		生年月日		性別	
	住所					
減免等の内容						
減 額 負担割合 割			有効期限			
免 除			平成 年 月 日			

上記のとおり証明する。

平成 年 月 日

（ 社会保険事務局長
社会保険事務所長 ）

備考

- この証の大きさは、縦127ミリメートル、横91ミリメートルとする。
- この証は、対象者一人ごとにこれを作製すること。
- 減免等の内容は、該当しないものを抹消すること。また、証明書の題名についても同様とすること。
- 対象者が被保険者であるときは、対象者の「氏名」欄に被保険者本人と記載し、対象者が被扶養者であるときは、それぞれの欄に該当事項を記載すること。

新潟県中越沖地震健康保険一部負担金等還付申請書

被保険者証記号番号					
被 保 険 者	氏名		生年月日		性別
	住所				
療養を受けた者	氏名		生年月日		性別
	住所				
療養を受けた 保険医療機関等	名 称				
	所在地				
療 養 を 受 け た 期 間			平成 19 年 月 日 ～ 平成 19 年 月 日		
保険医療機関等に支払った一部負担金等の額			円		
還付を申請する理由（該当する番号に○をつけて下さい）					
1 一部負担金等免除証明書又は一部負担金等減額証明書を提出することが出来なかったため。 2 一部負担金等免除証明書又は一部負担金等減額証明書の交付が遅れたため。 3 一部負担金等の減免の申請をすることができなかったため。 4 その他 []					

上記のとおり一部負担金等の還付を申請いたします。

平成 年 月 日

〔 社会保険事務局長
社会保険事務所長 〕

殿

被保険者 住 所
氏 名

印

新潟県中越沖地震船員保険一部負担金等還付申請書

被保険者証記号番号		☐ 船			
被 保 険 者	氏名			生年月日	性別
	住所				
療養を受けた者	氏名			生年月日	性別
	住所				
療養を受けた 保険医療機関等	名 称				
	所在地				
療 養 を 受 け た 期 間		平成 19 年 月 日 ～ 平成 19 年 月 日			
保険医療機関等に支払った一部負担金等の額		円			
還付を申請する理由（該当する番号に○をつけて下さい）					
1 一部負担金等免除証明書又は一部負担金等減額証明書を提出することが出来なかったため。 2 一部負担金等免除証明書又は一部負担金等減額証明書の交付が遅れたため。 3 一部負担金等の減免の申請をすることができなかったため。 4 その他 []					

上記のとおり一部負担金等の還付を申請いたします。

平成 年 月 日

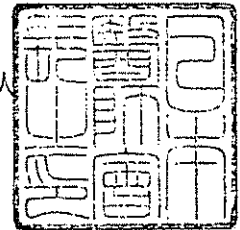
〔 社会保険事務局長
社会保険事務所長 〕 殿

被保険者 住 所
氏 名

印

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
唐 澤 祥 人



政府管掌健康保険及び船員保険における
一部負担金等の徴収猶予及び減免の取扱いについて

昨年 10 月 1 日に施行された健康保険法及び船員保険法の一部改正におきまして、保険者は、災害その他の厚生労働省令で定める特別の事情がある被保険者であって、保険医療機関等の一部負担金等を支払うことが困難であると認められるものに対し、当該一部負担金等の徴収猶予、減額又は免除の措置を採ることができることとされております。また、健康保険法施行規則等の一部改正(平成 18 年 9 月 15 日付け日医発第 633 号にてご連絡済み。)におきまして、厚生労働省令で定める特別の事情とは、「被保険者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと」とされたところであります。

以上を受け、平成 18 年 9 月 14 日付け保保発第 0914001 号で厚生労働省保険局保険課長から健康保険及び船員保険における一部負担金等の徴収猶予及び減免の取扱いについて示されておりましたが(平成 18 年 10 月 3 日付け日医発第 721 号にてご連絡済み。)、今般、平成 18 年 11 月 15 日付け庁保発第 1115001 号にて社会保険庁運営部長から政府管掌健康保険及び船員保険における一部負担金等の徴収猶予及び減免の具体的な取扱いが示されたので、ご連絡申し上げます。

今回示された取扱いの概要につきましては、下記のとおりであります。なお、一部負担金等の徴収が猶予又は減免される患者に係る診療報酬明細書(レセプト)の記載については、「診療報酬請求書等の記載要領等について」(昭和 51 年 8 月 7 日保険発第 82 号)の別紙 1 のⅡの第 3 の 2 の「(35)「療養の給付」欄について」のイの(イ)及びウの(カ)のとおりであります。〔「診療報酬の算定方法の制定等に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について(平成 18 年 9 月 29 日付け保医発第 0929002 号厚生労働省保険局医療

課長通知)) (平成 18 年 10 月 3 日付け事務連絡 (保 124) にてご連絡済み。)

つきましては、今回の改正内容について貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中「平成 18 年度健康保険法・老人保健法等の改正に関する情報」に掲載いたします。

記

政府管掌健康保険及び船員保険における 一部負担金等の徴収猶予及び減免の取扱いについて

第 1 政府管掌健康保険

1 一部負担金の猶予又は減免の対象となる被害

(1) 対象となる災害

対象となる災害は、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用を受けた市町村が一以上ある災害であって、個別の災害の状況に応じ、別途通知するもの。

(2) 対象となる被害

対象となる被害は、(1) の災害による被害であって次に掲げるものをいう。

ア 住居又は家財の被害であって、被害額が当該住居又は家財の価額の概ね 3 分の 1 以上である損害

イ その他アに類する財産上又は身体上の損害

(3) (2) のアの住居又は家財の被害の認定に係る事項

(4) (2) のアの住居又は家財の被害の認定に係る事項

(5) (2) のアの住居又は家財の被害の認定に係る事項

(6) (2) のイの身体上の損害は、療養に要する期間が概ね 1 か月以上である傷病を基本とし、医師の診断書により確認すること。

2 一部負担金等の徴収猶予

被保険者が 1 の (2) のいずれかの事由に該当したことにより、その生活が困難となった場合において必要と認めるときは、当該被保険者の申請により 6 か月の期間を基本として個別の災害の状況に応じ別途通知する期間に係る以下の費用（以下「一部負担金等」という。）の徴収を猶予することができる。

〔一部負担金等〕

① 一部負担金

② 保険外併用療養費に係る自己負担額（食事療養標準負担額又は生活療養標準負担

額に相当する者は除く。)

③ 訪問看護療養費に係る自己負担額

④ 家族療養費に係る自己負担額(食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額に相当する者は除く。)

⑤ 家族訪問看護療養費に係る自己負担額

この場合において、当該被保険者又はその被扶養者（以下「被保険者等」という。）が、保険医療機関等に対して当該一部負担金等を支払うべきものであるときは、当該被保険者等の当該保険医療機関等に対する支払に代えて、保険者が当該一部負担金等を当該被保険者から直接に徴収することとし、その徴収を猶予することができる。

3 一部負担金等の減免

被保険者が1の(2)のいずれかの事由に該当したことにより、その生活が著しく困難となった場合において必要があると認めるときは、別途通知するところにより、当該被保険者の申請により、当該被保険者等に係る一部負担金等を減額し、又はその支払いを免除することができる。

4 申請

一部負担金等の徴収猶予又は減免の措置を受けようとする被保険者又はその被扶養者（以下「加入者」という。）はあらかじめ地方社会保険事務局長又は社会保険事務所長（以下「社会保険事務所長等」という。）に対し、申請書（庁保発第 1115001 号中の「別紙様式 1」参照）を提出しなければならない。

5 証明書の交付

(1) 4の申請書の提出を受けた社会保険事務所長等は、健康保険法第75条の2第1項又は同法第110条の2第1項若しくは第2項の規定により、一部負担金等の徴収猶予又は減免の決定をした場合は、速やかに証明書（庁保発第 1115001 号中の「別紙様式 2」参照）を申請を行った加入者に交付する。

〔参 考〕

健康保険法第75条の2（平成18年10月施行）

1 保険者は、災害その他の厚生労働省令で定める特別の事情がある被保険者であつて、保険医療機関又は保険薬局に第74条第1項の規定による一部負担金を支払うことが困難であると認められるものに対し、次の措置を採ることができる。

一 一部負担金を減額すること。

二 一部負担金の支払を免除すること。

三 保険医療機関又は保険薬局に対する支払に代えて、一部負担金を直接に徴収

することとし、その徴収を猶予すること。

2, 3 (略)

健康保険法第110条の2 (平成18年10月施行)

- 1 保険者は、第75条の2第1項に規定する被保険者の被扶養者に係る家族療養費の支給について、前条第2項第1号イからニまでに定める割合を、それぞれの割合を超え百分の百以下の範囲内において保険者が定めた割合とする措置を採ることができる。
- 2 前項に規定する被扶養者に係る前条第4項の規定の適用については、同項中「家族療養費として被保険者に対し支給すべき額」とあるのは、「当該療養につき算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額）」とする。この場合において、保険者は、当該支払をした額から家族療養費として被保険者に対し支給すべき額を控除した額をその被扶養者に係る被保険者から直接に徴収することとし、その徴収を猶予することができる。

(2) (1)に係る証明書を交付した場合は、社会保険事務所長等は一部負担金等徴収猶予・減免証明書交付台帳（庁保発第1115001号中の「別紙様式3」参照）に必要事項を記載する。

(3) 一部負担金等の徴収猶予又は減免の措置を受けた者が、保険医療機関等について療養の給付、保険外併用療養費の支給、訪問看護療養費の支給、家族療養費の支給又は家族訪問看護療養費の支給（以下「療養の給付等」という。）を受けようとするときは、(1)の証明書を健康保険被保険者証に添えて当該保険医療機関等に提出しなければならない。

6 保険医療機関等における取扱い

(1) 証明書の交付を受けた者が、保険医療機関等から療養の給付等を受ける際に健康保険被保険者証に当該証明書を添えて提出した場合、

- ① 一部負担金等を減額された者は減額された一部負担金等を支払えば足りる。
- ② 一部負担金等の支払を徴収猶予又は免除された者は一部負担金等の支払を要しない。

(2) 証明書の提出を受けた保険医療機関等は、徴収猶予又は減額若しくは免除された一部負担金等の支払を受けることを要せず、当該一部負担金等相当額については社会保険診療報酬支払基金に請求する。

(3) 診療報酬明細書の記載について

「診療報酬請求書等の記載要領等について」（昭和 51 年 8 月 7 日保険発第 82 号）の別紙 1「診療報酬請求書等の記載要領」の「Ⅱ 診療報酬請求書及び診療報酬明細書の記載要領」の「第 3 診療報酬明細書の記載要領（様式第 2）」の「2 診療報酬明細書の記載要領に関する事項」の「(35)「療養の給付」欄について」のイの（イ）及びウの（カ）のとおり。〔「診療報酬の算定方法の制定等に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について（平成 18 年 9 月 29 日 保医発第 0929002 号厚生労働省保険局医療課長通知）〕

(35)「療養の給付」欄について（抜粋）

イ 医療保険（高齢受給者証に係るものを除く。）に係る入院における「負担金額」の項，入院外における「一部負担金額」の項については，以下によること。

（イ） 健康保険，国民健康保険及び退職者医療の場合は，患者の負担金額が「割」の単位で減額される場合には，減額割合を記載して「割」の字句を○で囲み，「円」単位で減額される場合には，減額される金額を記載して「円」の字句を○で囲むこと。

また，負担額が免除される場合は「免除」の字句を○で囲み，支払いが猶予される場合は「支払猶予」の字句を○で囲むこと。

ウ 医療保険（高齢受給者証に係るものに限る。）及び老人医療に係る入院における「負担金額」の項，入院外における「一部負担金額」の項については，以下によること。

（カ） 健康保険，国民健康保険及び退職者医療の場合で，一部負担金の減免又は支払いが猶予される場合は，イの（イ）と同様とすること。

7 徴収猶予及び減免の取消

(1) 証明書を交付した社会保険事務所長等は，一部負担金等の徴収猶予の措置を受けた者が次のいずれかに該当する場合においては，その徴収猶予をした一部負担金等の全部又は一部についてその徴収猶予を取り消し，これを一時に徴収することができる。

① 徴収猶予を受けた者の資力その他の事情が変化したため，徴収猶予をすることが不適當であると認められるとき。

② 一部負担金の納入を免れようとする行為があったと認められるとき。

(2) 証明書を交付した社会保険事務所長等は，偽りの申請その他不正の行為により一部負担金等の減免を受けた者がある場合においてこれを発見したときは，直ちに当該一部負担金等の減免を取り消すものとする。この場合において当該被保険者等が保険医療機関等について療養の給付等を受けたものであるときは，当該社会保険事務所長等は，直ちに，減免を取り消した旨及び取消の年月日を当該保険

医療機関等に通知するとともに、当該被保険者等がその取消の日の前日までの間に減免によりその支払を免れた額を当該保険者に返還させるものとする。

第2 船員保険関係

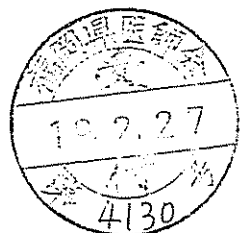
船員保険についても、第1に準じて取り扱う。この場合において、一部負担金等の徴収猶予又は減免に係る申請及びこれに係る証明書を交付した場合の申請書、証明書及び一部負担金等徴収猶予・減免証明書交付台帳については、それぞれ別紙様式1の2、様式2の2及び様式3の2によるものとする。

以上

(添付資料)

1. 政府管掌健康保険及び船員保険における一部負担金等の徴収猶予及び減免の取扱いについて

(平18. 11. 15 庁保発第1115001号 社会保険庁運営部長通知)





庁保発第 1115001 号

平成18年11月15日

地方社会保険事務局長 殿

社会保険庁運営部長

(公印省略)

政府管掌健康保険及び船員保険における一部負担金等
の徴収猶予及び減免の取扱いについて

健康保険法(大正11年法律第70号。以下「健保法」という。)第75条の2第1項又は船員保険法(昭和14年法律第73号。以下「船保法」という。)第28条ノ3ノ3第1項の規定による一部負担金、保険外併用療養費及び訪問看護療養費に係る自己負担額の徴収猶予及び減免並びに健保法第110条の2第1項及び第2項又は船保法第31条ノ2ノ2第1項及び第2項の規定による家族療養費及び家族訪問看護療養費に係る自己負担額の徴収猶予及び減免の内容については、平成18年6月21日保発第0621002号及び平成18年9月8日保発第0908003号において示されたところであるが、その具体的な取扱いについては下記によることとし、本日をもって適用することとしたので、その運用に当たっては十分に留意の上、遺漏のないよう取り扱われたい。

なお、今回の取扱いについて、被保険者、保険医療機関、事業主、船舶所有者その他関係機関に対し、周知方特段の御配慮を願いたい。

また、個別の事案に対する当該規定の適用に伴う事務処理の取扱いについては、別途通知する。

記

第1 政府管掌健康保険

1 一部負担金の猶予又は減免の対象となる被害

(1) 対象となる災害

本措置の対象となる災害は、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けた市町村が一以上ある災害であって、個別の災害の状況に応じ、別途通知するものであること。

(2) 対象となる被害

本措置の対象となる被害は、(1)の災害による被害であって次に掲げるものをいうものであること。

ア 住居又は家財の被害であって、被害額が当該住居又は家財の価額の概ね3分の1以上である損害

イ その他アに類する財産上又は身体上の損害

(3) (2)のアについては、当該損害を受けた住居又は家財につき、現在購入することとした場合の価額により3分の1以上の損害額を算定することを原則とすること。

この場合、住居の被害については、「災害の被害認定基準について（平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官(防災担当)通知）」に規定する被害の認定基準による住家全壊及び住家半壊を、(2)のアの損害として取り扱うものとする。

(4) 被害の認定は、一部負担金の猶予又は減免を受けようとする者の申告に基づき、被害に係る地方公共団体等による証明書類の提出等により確認するものとする。

(5) (2)のアの住居又は家財の損害は、その者の所有に係る住居又は家財の損害であることを原則とするが、住居が全壊して、引き続き居住できなくなった場合は、借家の場合についても(2)のアに該当するものとして差し支えないものとする。

(6) (2)のイの身体上の損害は、療養に要する期間が概ね1ヶ月以上である傷病を基本とし、医師の診断書により確認すること。

2 一部負担金等の徴収猶予

被保険者が1の(2)のいずれかの事由に該当したことにより、その生活が困難となった場合において必要と認めるときは、当該被保険者の申請により、6ヶ月の期間を基本として個別の災害の状況に応じ別途通知する期間に係る一部負担金、保険外併用療養費に係る自己負担額（食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額に相当するものは除く。）、訪問看護療養費に係る自己負担額、家族療養費に係る自己負担額（食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額に相当するものは除く。）又は家族訪問看護療養費に係る自己負担額（以下「一部負担金等」という。）の徴収を猶予するものとするができること。この場合において、当該被保険者又はその被扶養者（以下「被保険者等」という。）が、保険医療機関、保険薬局及び指定訪問看護事業者（以下「保険医療機関等」という。）に対して当該一部負担金等を支払うべきものであるときは、当該被保険者等の当該保険医療機関等に対する支払に代えて、当該一部負担金等を当該被保険者から直接に徴収することとし、その徴収を猶予することができること。

3 一部負担金等の減免

被保険者が1の(2)のいずれかの事由に該当したことにより、その生活が著しく困難となった場合において必要があると認めるときは、別途通知するところにより、当該被保険者の申請により、当該被保険者等に係る一部負担金等を減額し、又はその支払を免除することができること。

4 申請

一部負担金等の徴収猶予又は減免の措置を受けようとする被保険者又はその被扶養者（以下「加入者」という。）は、あらかじめ地方社会保険事務局長又は社会保険事務所長（以下「社会保険事務所長等」という。）に対し、申請書（別紙様式1参照）を提出しなければならないこと。

5 証明書の交付

(1) 4の申請書の提出を受けた社会保険事務所長等は、健保法第75条の2

第1項又は健保法第110条の2第1項若しくは第2項の規定により、一部負担金等の徴収猶予又は減免の決定をした場合は、速やかに証明書（別紙様式2参照）を申請を行った加入者に交付するものとする。

- (2) (1)の証明書を交付した場合は、一部負担金等徴収猶予・減免証明書交付台帳（別紙様式3）に必要事項を記載すること。

この場合において、(1)の証明書を交付した社会保険事務所長が適用事業所を管轄する社会保険事務所長と異なるときは、当該証明書を交付した社会保険事務所長は、適用事業所を管轄する社会保険事務所長に対し、交付台帳に記載した事項を速やかに情報提供すること。

- (3) 一部負担金等の徴収猶予又は減免の措置を受けた者が、保険医療機関等について療養の給付、保険外併用療養費の支給、訪問看護療養費の支給、家族療養費の支給又は家族訪問看護療養費の支給（以下「療養の給付等」という。）を受けようとするときは、(1)の証明書を健康保険被保険者証に添えて当該保険医療機関等に提出しなければならないこと。

6 保険医療機関等における取扱い

- (1) 証明書の交付を受けた者が、保険医療機関等から療養の給付等を受ける際に健康保険被保険者証に当該証明書を添えて提出した場合、一部負担金等を減額された者は減額された一部負担金等を支払えば足り、一部負担金等の支払を徴収猶予又は免除された者は一部負担金等の支払を要しないものであること。

- (2) 証明書の提出を受けた保険医療機関等は、徴収猶予又は減額若しくは免除された一部負担金等の支払を受けることを要せず、当該一部負担金等相当額については社会保険診療報酬支払基金に請求するものであること。

7 徴収猶予及び減免の取消

- (1) 証明書を交付した社会保険事務所長等は、一部負担金等の徴収猶予の措置を受けた者が次のいずれかに該当する場合においては、その徴収猶予をした一部負担金等の全部又は一部についてその徴収猶予を取り消し、これを一時に徴収することができること。

- ① 徴収猶予を受けた者の資力その他の事情が変化したため、徴収猶予をすることが不適當であると認められるとき。
 - ② 一部負担金の納入を免れようとする行為があったと認められるとき。
- (2) 証明書を交付した社会保険事務所長等は、偽りの申請その他不正の行為により一部負担金等の減免を受けた者がある場合においてこれを発見したときは、直ちに当該一部負担金等の減免を取り消すものとする。この場合において、当該被保険者等が保険医療機関等について療養の給付等を受けたものであるときは、当該社会保険事務所長等は、直ちに減免を取り消した旨及び取消の年月日を当該保険医療機関等に通知するとともに、当該被保険者等がその取消しの日の前日までの間に減免によりその支払を免れた額を当該保険者に返還させるものとする。

第2 船員保険関係

船員保険についても、第1に準じて取り扱うこと。この場合において、一部負担金等の徴収猶予又は減免に係る申請及びこれに係る証明書を交付した場合の申請書、証明書及び一部負担金等徴収猶予・減免証明書交付台帳については、それぞれ別紙様式1の2、様式2の2及び様式3の2によるものとする。

(別紙) 様式 1

一部負担金等 減 額 申請書
徴収猶予 免 除

被保険者証記号番号						
被保険者	氏名		生年月日		性別	
	住所					
減額等を希望する対象者	氏名		生年月日		性別	
	住所					
	傷病名					
	発病又は負傷年月日					
減免等を申請する理由						

上記のとおり申請いたします。

平成 年 月 日

社会保険事務所長 殿

被保険者 住 所
氏 名

印

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番を標準とする。
- 2 必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。

様式 2

一部負担金等 減 額 証明書
徴収猶予 免 除

被保険者証記号番号						
被保険者	氏名		生年月日		性別	
	住所					
対 象 者	氏名		生年月日		性別	
	住所					
減免等の内容						
減 額 負担割合 割			有効期限			
免 除			平成 年 月 日			
徴収猶予						

上記のとおり証明する。
平成 年 月 日

社会保険事務所長 

- 備考
- 1 この証の大きさは、縦127ミリメートル、横91ミリメートルとする。
 - 2 この証は、対象者一人ごとにこれを作製すること。
 - 3 減免等の内容は、該当しないものを抹消すること。また、証明書の題名についても同様とすること。
 - 4 対象者が被保険者であるときは、対象者の「氏名」欄に被保険者本人と記載し、対象者が被扶養者であるときは、それぞれの欄に該当事項を記載すること。

(別紙) 様式 1 - 2

一部負担金等 減 額 申請書
徴収猶予 免 除

被保険者証記号番号		㊤					
被保険者	氏名			生年月日		性別	
	住所						
減額等を 希望する 対象者	氏名			生年月日		性別	
	住所						
	傷病名						
	発病又は負傷年月日						
減免等を申請する理由							

上記のとおり申請いたします。

平成 年 月 日

〔 社会保険事務局長
社会保険事務所長 〕 殿

住 所

氏 名

印

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番を標準とする。
- 2 必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。

様式 2-2

一部負担金等 減 額
免除 除 証明書
徴収猶予

被保険者証記号番号		㊦			
被保険者	氏名		生年月日		性別
	住所				
対 象 者	氏名		生年月日		性別
	住所				
減免等の内容					
減 額 負担割合 割			有効期限		
免 除			平成 年 月 日		
徴収猶予					

上記のとおり証明する。

平成 年 月 日

（ 社会保険事務局長
社会保険事務所長 ）

備考

- 1 この証の大きさは、縦127ミリメートル、横91ミリメートルとする。
- 2 この証は、対象者一人ごとにこれを作製すること。
- 3 減免等の内容は、該当しないものを抹消すること。また、証明書の題名についても同様とすること。
- 4 対象者が被保険者であるときは、対象者の「氏名」欄に被保険者本人と記載し、対象者が被扶養者であるときは、それぞれの欄に該当事項を記載すること。

政府管掌健康保険	一部負担金等	減免徴収	額除猶予	交付台帳
----------	--------	------	------	------

様式3

[illegible]

船員保險 一部負担金等 減 額
免 除 交付台帳
徴収猶予

様式3の2

[illegible]